

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月7日
照会部署名 水戸南年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 江幡 智
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認

(案件)

(受付番号) No. 2010-4	任意包括適用事業所について
----------------------	---------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1. 適用事業所について

- ① 政党、政党支部及び政治団体等は法人であるか。すなわち、強制適用事業所となるのか、あるいは任意包括適用事業所となるか。
- ② 具体的事例としては、被保険者となるべき者が2名の政党支部より新規適用届の提出あり。(添付書類として政治団体設立届の写(県選挙管理委員会の受付印押印済)及び、政党の発行した支部証明書の写がある。他に必要な添付書類等があれば併せてご回答いただきたい。)

2. 任意包括適用事業所の認可について

- ① 業務マニュアルによると、新規適用届の項ではフローチャート上(強制適用を含んでるものと思われる)では内容審査の後に特別調査を行うこともあるような記載ではあるものの、任意包括適用に関する記載は、任意適用申請書・同意書と公租公課領収書1年分の添付程度しか記載がないが、認可の可否にあたって特別調査の必要は無いのか。無いとすれば、添付書類のみで認可の可否を判断することになるのか。(いわゆる逆選択による申請、事業実態、労働保険の加入の有無、収支等による保険料納入実行性、適正な社会保険手続の実行性等の確認は不要か。)また、そうである場合の判断基準はどうするのか。(公租公課の納付がどの程度履行されていればよいのか。)
- ② 1の中での具体的な事例として政党支部を挙げたが、この場合の添付書

類である公租公課の領収書は、政党支部のものとなるか、あるいは事業主である政党支部長のものになるか。(政党支部では審査対象公租公課の支払が無い可能性がある。また政党支部長の場合、多くのケースでは選挙区の国会議員が支部長に就任しているため、取得が困難であったり、政党支部という団体は継続していても当該国会議員の当落などにより支部長交代がされていることもあり、必ずしも事業主の納入状況が当該事業所の認可に当たる参考となるとは言えないと思われる。)

- ③ 特別調査を行う場合、調査必要項目及び復命（調査内容記載）様式はどのようなものになるか。（調査を行った場合も判断基準はどうなるのか。）また、調査の形式は実地調査若しくは呼出調査のいずれの方法でも可能か。調査の際、国の認可→調査通知の送付→調査の手順を踏むと受付から認可までの期間が長くなるため、予め事業所の了解を得れていれば通知は省略し、電話連絡等で実施することも可能か。
- ④ 認可、あるいは不認可とした場合の通知（認可通知書・不認可通知書）の様式はどのようなものになるか。

理由

実際に届出がされたため。(政党支部は強制適用事業所のつもりで提出されたようである。)

見解

- 1 ①は任意包括適用事業所と思われる。
- 1 ②は任意包括適用事業所と同様の添付書類（任意適用申請書、被保険者の同意書、公租公課領収書）もあわせて必要。
- 2 ①は実地調査を実施しないまでも、認可にあたっては公租公課の納入以外も調査が必要。
- 2 ②事業所の性格上、政党支部としての状況を確認すべきと思われる。(ただし一般事業所とは違う点を考慮した具体的調査確認事項の統一的なものを示されたい。
- 2 ③呼出・実地ともに可能とし、事業所の協力のもと来所・確認ができれば実施しない（国の認可不要となるため）ものとする。様式はこれまでの各県様式を参考のうえ、統一的なものを示されたい。
- 2 ④これまでの様式を参考のうえ、統一的なものを示されたい。

(回答)

- ・ 1 ①については、貴見のとおりであり理由については以下のとおりである。

(理由)

政党本部については、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」(平成6年法律第106号)第4条の規定により、政党交付金を受けることができる政党は、中央選挙管理会の確認後、主たる事務所において登記することにより法人となる。

したがって、法人格を有した政党本部については、厚生年金保険の強制適用事業所となる。

一方、政党地方組織については、基本的には特別の法律により法人格が付与されていない限り、法人事業所とならない。また、政党地方組織は、厚生年金保険の適用対象である業種に該当しないため、任意適用となる。なお、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」に基づき、法人格を取得した政党地方組織はないものと認識しているが、事例があれば報告されたい。

- ・ 1 ②の添付書類については、マニュアルのとおりであり、公租公課の納入状況(原則1年分)を確認することとしているが、公租公課を確認する趣旨については、昭和38年7月25日付保発第23号通知において、保険料の滞納が生じるおそれがないかを確認するためとされていることから、できるだけ協力をいただくことが必要であるが、他の添付書類によってそのおそれが生じないことが確認できれば、添付を省略することも差し支えないと考える(新規に事業を開始した場合、非課税の場合等。)。

- ・ 2について、任意適用事業所の適用にあたっては、マニュアルに沿って行うこととなる。したがって、事業所への特別調査の実施に係る通知については、マニュアルの「実地調査」(目次-I-9)の「参考1、2」を参考に作成されたい。なお、認可等の通知書については、取り急ぎこれまでの様式を使用し、統一的な様式等については今後検討するので、参考までに当方にお送り願いたい。

回答日

平成22年 3月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者

渕 康 幸

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上